

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和4年  
3月29日  
(火曜日)

## 目 次

○人委規則

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………
- 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則……………
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………
- 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………
- 産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………



初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第二号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一のチ 教育職給料表(一)等級別資格基準表中

を

に改め

教 諭  
講 師  
（教 諭に準ずる職務に従事する者に限る。）  
養 護 教 諭

教 諭  
講 師  
（教 諭に準ずる職務に従事する者に限る。）  
養 護 教 諭

別表第五のチ 教育職給料表(一)初任給基準表中

を

教 諭  
講 師  
（教 諭に準ずる職務に従事する者に限る。）  
養 護 教 諭

に改める。

### 附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第三号

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則の一部を改正する規則

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則（平成二十八年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表のイ 行政職給料表等級別職務区分表三級の項中「保健師長の職務」を「文化財専門員の職務」に改め、「文化財専門員の職務」を削り、同表四級の項中「出先機関課長の職務」に改め、「文化財専門員の職務」を削り、「科学

長の職務」を「文化財専門員の職務」に改め、「文化財専門員の職務」を削り、「科学

出先機関課長の職務」に改め、「文化財専門員の職務」を削り、「科学

捜査研究所次長の職務」を「科学捜査研究所次長の職務」に改め、同表六級の項中「地域連携教育推進室次長」を「学校運営・施設整備室次長」に、「警務企画官の職務」を

「警務企画官の職務」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年山口県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第五号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三項を削る。

別表第一精神保健福祉センターの項中「三二〇、一〇〇円」を「三二一、三〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第六号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「岩国警察署河山警察官駐在所」を「岩国警察署美川警察官駐在所」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第七号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（手当の額）」を付する。  
第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第八号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則  
会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「第十三号」の下に「並びに次項第二号及び第三号」を加え、同条第二項第二号中「（一週間の勤務日が三日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である会計年度任用職員であつて、六月以上継続勤務しているものに限る。次号において同じ。）」を削り、同項第四号ロを削り、同号ハ中「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改め、同号ハを同号ロとし、同項第五号ハを削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第九号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第四号イ(3)」を「第二条第四号イ(2)」に改める。

第二条の二第二項中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第四号イ(1)」に改める。

第十三条第一項中「第二十八条第一項第二号ロ」を「第二十八条第一項第二号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年山口県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四号中「第六十三条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十一号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日印刷

発行人所

山口県知事